

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
字の区域の設置(七一九・市町村課).....	1
字の区域の変更(七二〇、七二一・市町村課).....	9
漁業災害補償法による付保義務の発生(七二二・水産漁港課).....	14
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(七二三・鹿角地域振興局農林部).....	14
道路区域の変更(七二四・道路環境課).....	14
道路区域の供用開始(七二五、七二七・道路環境課).....	15
建築基準法による道路位置の指定(七二八・山本地域振興局建設部).....	15
公告	
土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	16
選挙管理委員会告示	
参議院秋田選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書(一一七).....	16
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一一八).....	17
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一九).....	18
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一二〇).....	18
政治団体の解散の届出(一二一).....	19
政治団体の収支に関する報告書(一二二).....	19
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一二三).....	20

## 告 示

秋田県告示第七百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、河辺郡雄和町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田 典 城

字 名	設 定 区 域
河辺郡雄和町芝野新田 字新芝野	河辺郡雄和町芝野新田字中嶋 一、二の二、三、五から七まで、八の二、九の二、一三の二、一三の二、一九の二、一九の二、二〇の二、二〇の二、二二、二二の三、二三から三三まで、三五から五七まで、五七の二、五七の二、五八、五九、六〇の二、六〇の三、六一から六六まで、六八から八〇まで、八二から一二七まで、一二八の二、一二九の二、一三〇、一三一、一三一の二、一三二から一四二まで、一四四から一五二まで、一五二の二、一五三の二、一五四から一六五まで、一六六の二、一六八の二、一六九の四、一七〇の二、一七二の二、一七二の二、一七三の二、一二八、一三三、一三三六、一三三七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
河辺郡雄和町芝野新田字野開	二〇の二、二一から三三まで、三三の二、三三の二、三三の四、三四の二、三五の二、三五の三、三五の五、三七から四九まで、五〇の二、五一の二、五二から六五まで、六七の二、六八の二、六八の三、七〇の二、七二から八三まで、八四の二、八五の二、八六から八九まで、八九の二、九〇から九五まで、九六の二、一〇二の二、一〇四から

一〇九まで、一一五から一二二まで、一二二の一、一二四の一、一二五、一二六、一三三から一四〇まで、一四二、一五八の一、一五八の二、一五九から一六三まで、一六四の一、一六五、一六七から一七二まで、一七五から一七九まで、一八一、一八二、二二二から二二六まで、二二七、二三八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一〇〇、一〇一の一、一二三の一、一八三の一、一八四、一八八の一、一九〇の一、一九一の一、一九五の一、二〇六、二〇七の三に隣接する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字下袋

五三の一、五四の一、五五、五六の一、五七の一、一五六の一、一五七の一、一五八から一六三まで、一六四の一、一六五の一、一六六の一、一六七の一、一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六から一九八まで、一九九の一、二〇〇の一、二〇一の一、二〇二の三、二〇三の一、二〇三の三、二〇四から二〇九まで、二〇九の一、二〇九の二、二一〇、二一一、二一一から二四三まで、二二六から二三八まで、二四〇から二四三まで、二四六、二四七、二四九、二五一から二五五まで、二五六の一、二五七から二六四まで、二六五の一、二六五の二、二六六、二六八、二九五、二九八、三〇四、三〇七、三一〇、三一一から三一七まで、三三二、三三三、三三六、三三六、三三六、三三三、三三四、三三九、三三七の二、三三七の三、三五〇の一、三五四、三五五の一、三五九、三六一、三六二の一、四二八、四三〇から四三三まで、四三四、四七六、五一一、五二二、五二四から五一九まで、五二一、五二二、五二七の一、五三九、五四〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに二七〇、二七一に隣

接する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字中台

一一七、一八五から一八七まで、一八九、一九〇、一九八、二〇〇から二〇六まで、二〇八から二二〇まで、二二二から二二六まで、二二九、二三三、二三六、二三八から二四七まで、二四九、二五〇、二五二、二五三、二五八、二六二、二六五から二七四まで、二七六、二八〇、二九六の一〇から二九六の二九まで、二九六の三六から二九六の四〇まで、二九六の四二、二九六の四三、二九六の四六から二九六の五七まで、二九六の六一、二九六の六四、二九六の六六、二九六の六九から二九六の七一まで、二九六の七七から二九六の八一まで、二九六の八三、二九六の八四、八九六の九〇、二九六の九二、二九六の九九、二九六の一〇六、二九六の一五、二九六の一六、二九六の二二、二九六の二四から二九六の二六まで、二九六の一三九から二九六の一四四まで、二九六の一八三、二九六の一八七から二九六の一八九まで、二九六の一八一、二九六の九二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一九五に隣接する道路、水路である公有地の全部、四の一、五の二、五の三、八から一一まで、一四、一五の一、一六、一九、二〇、二二の一、二四の一、二六の一、二七から二九まで、三〇の一、三〇の二、三一から三三に隣接する水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字前田

一から五まで、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の二、二二の二、二二の三、二二三から二二三まで、五〇から六九まで、八三から八八まで、九二から九四まで、九五の一、九六から九八まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一、一〇三、一〇六、

一〇九、一一〇、一一一の一、一一二、一一三、一一四の一、一一四の二、一一五の二、一一六から一三六まで、一三七の二、一三七の三、一三八、一四四、一四五の一、一四五の二、一四六、一四八、一五〇、一五五から一五七まで、一五九、一六〇、一六七の二、一六七の三、一六八、一六八の二、一七〇の二、一七〇の三、一七一、一七三、一七五、一七七から一七九まで、一八〇の一、一八一、一八二、一八四から二〇〇まで、二二四から二一九まで、二二〇の一、二二〇の二、二二八の一、二二八の二、二二九の一、二二九の二、二二三から二三七まで、二三九、二四三、二四五、二四七、二四九、二五〇、二五三、二五四、二五五の一、二五五の二、二五六の一、二五六の二、二五七、二五八、二六一の一、二六三の一、二六五の一、二六五の二、二六六の二から二六六の四まで、二六七の一、二六八の一、二六九の一、二七〇の一、二七一の一、二七二の一、二七三の二、二七四の一、二七五の一、二七六の一、二七七の一、二七八の一、二七九の一、二八〇の一、二八一の一、二八二の一、二八三の一、二八四の一、二八五の一、二八六の一、二八七の一、二八八の一、二八九の一、二九〇の一、二九一の一、二九二の一、二九三の一、二九五、二九六の一、二九六の二、二九六の四、二九六の七、二九六の八、二九六の一、二九六の二、二九六の三、二九六の四、二九六の五、二九六の六、二九六の七、二九六の八、二九六の九、二九六の二〇から二九六の二四まで、二九六の二八から二九六の三三まで、二九六の三五から二九六の三七まで、二九六の四一、二九六の四三から二九六の五二まで、二九六の五四、二九六の五七から二九六の八六まで、二九六の八八から二九六の九二まで、二九六の九四から二九六の二〇〇まで、二九六の一〇二、二九六の一〇四、二九六の一〇六、二九六の一〇八、二九六の一〇九から二九六

の一三三まで、二九六の一三五、二九六の一六六、二九六の二二〇から二九六の二六八まで、二九六の一七〇、二九六の一七一、二九六の一七三、二九六の一七六、二九六の一七七、二九六の一七九から二九六の一九二まで、二九六の一九四から二九六の二一九まで、二九六の二二二、二九六の二二三から二九六の二三五まで、二九六の二四一から二九六の二四六まで、二九六の二五九、二九六の二六〇、二九六の二六三、二九六の二七〇、二九六の二八六、二九六の二九〇、二九六の二九一、二九六の二九三から二九六の二九九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字堰下

一から五まで、六の一、七の一、八から一四まで、一五の一、一五の三、一六の一、一六の三、一七から三〇まで、三一の一、三三の一、三三の二、三四の一、三五の一、三六の二、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の二、四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の四、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の二、五三の二、五四の一、五五の一、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二、六一から六五まで、六六の一、六七の二、六八から七四まで、七五の一、七六の二、七七から八一まで、八二の一から八一の一〇三まで、八一の一〇五、八一の一〇八、八一の一三二から八一の一三五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字前谷地

一から一四まで、一五の一、一五の三、一六の一、一六の三、一七、一八の一、一九の二、二〇から

四一まで、四二の一、四三の一、四四、四五の一、四五の三、四六の一、四六の三、四七から五九まで、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二から七四まで、七五の一、七五の三、七六の一、七六の三、七七、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六から九〇まで、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の一、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二〇の二、一二六の一、一二七の一、一二八の一、一二九の一、一三〇の一、一三〇の二、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九の一、一五〇の一、一五一から一五五まで、一五六の二、一五七の一、一五八から一六三まで、一六三の一、一六三の二、一六三の三、一六三の四、一六三の五、一六三の六、一六三の七、一六三の八、一六三の九、一六三の十、一六三の十一、一六三の十二、一六三の十三、一六三の十四、一六三の十五、一六三の十六、一六三の十七、一六三の十八、一六三の十九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字山崎谷地

二五の一、二六の一、二七から三九まで、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五六の一、五七から八二まで、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一から八六の四三まで、八六の四五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字寺沢家下  
二八の一、三〇の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三から五五まで、五六の一、一〇〇の一から一〇〇の二八まで、一〇〇の五八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに二八の四、三〇の二、三二の二、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二に隣接する水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字上堰下

五七、五八の一、五八の二、五八の四から五八の七まで、五九の一から五九の四まで、五九の六から五九の八まで、六〇の一、六〇の三、九三から一〇六まで、一三九から一五六まで、一五六の一から一五六の七まで、一五六の八から一五六の九四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

河辺郡雄和町芝野新田字上谷地

六から二三まで、二四の一、二四の三、二五の一、二五の三、二六から三三まで、三三の一、三四の一、三五から四四まで、四五の一、四六の一、四七から五三まで、五四の三、五四の五、五五の一、五五の三、五六から六二まで、六二の二、六四から七一まで、七二の一、七三の一、八三から九六まで、九七の一、九七の四、九八の一、九八の三、九九から一〇五まで、一〇六の二、一〇七の二、一〇八から一一二まで、一一三の二、一一四の二、一一五の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一一九の二、一二〇から一二六まで、一二七の一、一二七の三、一二八の一、一二八の三、一

<p>二九から一三九まで、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四七の一、一四八の一、一四九から一五七まで、一五八の一、一五八の三、一五九の一、一五九の三、一六〇から一六六まで、一六七の一、一六七の二、一六八から一八六まで、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の三、一八八の四、一八九の一、一九〇から一九六まで、一九七の一、一九八の一、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の五、二〇〇の六、二〇四の一、二〇四の五、二〇九の一、二二三から二二〇まで、二二三から二四四まで、二四五の一、二四五の二、二四六、二四六の二、二四六の三、二四九の一、二四九の二、二五〇の一、二五一の一、二五二の一、二五三の一、二五四の二、二五五の一、二五六の一、二五七の一、二五八の一、二五九の一、二六〇の一、二六一の一、二六二の一、二六三の一、二六四の一、二六五の一、二六六の二、二六七の一、二六八の一、二六九の一、二六九の三、二七〇の一、二七〇の三、二七一の一から二七一の六まで、二七一の六六、二七一の八一、二七二から二七七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに五に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字沖村 三三三三の二八から三三三三の四六まで、三三三三の四八、三三三三の五〇から三三三三の六八まで、三三三三の七〇から三三三三の八七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町椿川字小鹿野戸 四二、五三、五四、六五、六六、一一五の一、一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の三、一二〇から一二四まで、一四七から一五六まで及びこれらの区域に隣接介在する道</p>
--	---	--

<p>路、水路である公有地の全部並びに八七、八八の一、八八の三に隣接する道路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田 河辺郡雄和町田草川字山崎 一五六の一、一五七の一、一五八から一六〇まで、二〇七から二〇九まで、二一〇の一、二一一の一、二一二の一、二二三の一、二二四から二三〇まで、二三一の一、二三二の一、二三三の一、二三三の二から二三三の三まで、二三三の四から二三三の五まで、二四〇の一、二四〇の二、二四〇の三、二四〇の四、二四三から二四五まで、二四六の一、二四六の二、二四七の一から二四七の三まで、二四八の一から二四八の三まで、二四九の一、二四九の二、二五〇から二六四まで、二六五の一、二六六の一、二六七の一、二六八の一、二六九の一、二七〇の一から二七〇の三まで、二七一の一から二七一の三まで、二七二の一、二七二の三、二七三の一、二七四の一、二九六の一から二九六の二五まで、二九六の二八から二九六の三三まで、二九六の三五から二九六の三七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田字寺沢家下 三から一四まで、一六から二〇まで、二二の一、二二の二、二二の三から二二の五まで、二二三の一から二二三の三まで、二四の二、二四の三、二五、二六、五八の一、五九の一、六〇から六三まで、六四の一から六四の四まで、六五の一から六五の</p>
---	--	---

<p>三まで、六六の一から六六の三まで、六七の一、六七の二、六八から七六まで、八二から八七まで、八八の一、八八の二、八九の一から八九の三まで、九〇の一から九〇の三まで、九一の一、九一の二、九二から九七まで、九八の一、九九の一、一〇〇の三〇、一〇〇の三二から一〇〇の三六まで、一〇〇の三八から一〇〇の四九まで、一〇〇の六八から一〇〇の七三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一の一、二の二に隣接する水路である公有地の全部、一〇〇の五〇に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字大沢口      三の三、四から六まで、九から一三まで、一八の一、一九から三五まで、三七、三七の一から三七の四まで、三七の七、三七の一六、三七の一八から三七の四四まで、三七の四六、三七の六九、三九、四一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに七に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田字上堰下      一から一〇まで、一一から三九まで、四〇の一、四〇の三、四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四八の三、四九の一、四九の三、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五五の三、五六の一、五六の三、一五六の八から一五六の三三まで、一五六の三五、一五六の三六、一五六の五三から一五六の七九まで、一五六の一〇六から一五六の一三三まで、一五六の一三三から一五六の二二六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
---	---	---

<p>河辺郡雄和町芝野新田字辛谷地      四四の一、四四の三、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、六四から六九まで、七四、七五、七五の一から七五の六まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田字寺沢      五五の二、五七の三、五八の一、五八の二、五八の四六、五八の四七、五八の五〇及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町椿川字新鹿野戸      河辺郡雄和町芝野新田字辛谷地      一から一四まで、三〇の一、三一の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四三の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田字上堰下      六一の一、六一の三、六二の一、六三の一、六四の一、六五の一、六六の一、六七の一、六七の三、六八の一、六八の三、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の二、七四の一、七五の一、七六の一、七六の三、七七から八五まで、八六の一、八六の二、八七の一から八七の三まで、八八の一から八八の三まで、八九の一から八九の三まで、九〇から九二まで、一〇七から一一二まで、一一三の一、一一三の二、一一四の一から一一四の三まで、一一五の一から一一五の四まで、一一六の一から一一六の三まで、一一七の一から一一七の三まで、一一八の一から一一八の三まで、一一九の一から一一九の三まで、一二〇から一二二まで、一二三の一から一二三の三まで、一二四の</p>
---	---	--	---

<p>一から一二四の三まで、一二五から一三八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町椿川字小鹿野戸 四三から四六まで、四八から五二まで、五五から六四まで、六七から八七まで、八八の一、八八の三、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の二、九七の二、九八の一、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の三、一〇四の一、一〇四の三、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の一、一一五から一四六まで、一五七から一七二まで、一七二の一、一七三から一七五まで、一七五の一から一七五の七まで、一七五の二八から一七五の五九まで、一七五の七七から一七五の九三まで、一七五の一一一から一七五の一二四まで、一七五の一五〇から一七五の一五四まで、一五七の一六三、一七五の一六四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに三七の三、四七に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町椿川字鹿野戸谷地 一一の一、一一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三の一、二四から三四まで、三五の一、三六の一、三八の一、三九から七〇まで、七一の二、七二の三、七二の二、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、九一の一七から九一の二七まで、九一の二九から九一の四五まで、九</p>
---	---	--

<p>一の三〇、九一の三三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町椿川字鹿野戸 一〇七の三三から一〇七の四〇まで、一〇七の四八、一〇七の五一、一〇七の五八から一〇七の六八まで、一〇七の七一から一〇七の七八まで、一〇七の八一から一〇七の八五まで、一〇七の一四四、一〇七の一四五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町芝野新田字中嶋 一七三の六、一八一の一、一八一の三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字 沖村西 河辺郡雄和町芝野新田字野開 一九一の五、一九二、一九四から一九六まで、一九九から二〇二まで、二〇四、二〇五、二一五、二一七、二二九の二、二四一、二四一の一から二四一の五まで、二四一の七、二四一の一六、二四一の一八、二四一の一九、二四一の二二、二四一の二三から二四一の二五まで、二四一の三二、二四一の四〇から二四一の五〇まで、二四一の五一から二四一の六〇まで、二四一の六三から二四一の六五まで、二四一の七〇から二四一の七六まで、二四一の八〇、二四一の八三、二四一の八八、二四一の九二、二四一の九四、二四一の九七、二四一の一〇〇、二四一の一〇一、二四一の一二六、二四一の一三三から二四一の一三八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字船ヶ沢 一、四の一、五の一、六、八、九の一、九の三、三八の一、三九の一、六一の一、六一の二、六一</p>
--	--	--	--	---

<p>河辺郡雄和町田草川字 沖村東</p>	
<p>河辺郡雄和町田草川字高野 一八五の一、一八六、一八七、一八九の一、一九〇の一、一九一の一、二〇二の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇七の一、二〇八から二二二まで、二二四から二二三まで、二二三、二三四、二三五の一、二三五の二、二三六から二六〇まで、二六</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字 一、二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一九の一、二二、二二の二、二五の一、二五の二、二六、二七の一、三三の一、三四の一、三五から三八まで、三九の一、三九の二、四〇、四一の一、四一の二、九八の一、九八の二、九九から一〇四まで、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八から一一五まで、一一六の一、一一六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>

<p>河辺郡雄和町田草川字 沖村南</p>	
<p>河辺郡雄和町芝野新田字前谷地 一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一三の二、一一四の一、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の一、一二九の一、一三〇の一、一三一の一、一三二の一、一三三の一、一三四の</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字 一五五の八一から一五五の九〇まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>河辺郡雄和町田草川字 河辺郡雄和町田草川字 二、二六五から二七一まで、二七三、二七四、二七七、二七九から二八一まで、二八三から二八七まで、二九〇から二九三まで、二九七、二九九、三〇一、三〇四、三〇五、三〇六の一、三〇七、三〇八、三〇八の一、三〇八の三、三〇八の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>河辺郡雄和町田草川字船ヶ沢 一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一九の一、二〇、二一、二三から三〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>河辺郡雄和町田草川字 一二の二、一三の一、一四の二、二八の一、二八の三、三二、三三、四一の一、四三から五三まで、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五八、六〇から六五まで、六六の一、六七の一、六九の一、七〇の一、七一から八三まで、八四の一、八五から九六まで、九七の一、九七の三、一一七の一、一一七の三、一一八から一四三まで、一四四の一、一四六の一、一四八から一五五まで、一五五の一から一五五の一九まで、一五五の二三八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>



<p>一、一三五の一、一六三の三から一六三の一七まで、一六三の二四、一六三の三〇及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	<p>河辺郡雄和町田草川字沖村      一の一、一の二、二から五まで、七、九から一五まで、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一七の四、一七の五、一八の一、一九から二五まで、二七、二九、二七七から二八四まで、二八五の一、二八五の三、二八六の一、二八六の三、二八七から二八九まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三一四まで、三一六の一、三一八から三三三まで、三三三の二から三三三の二二まで、三三三の二八から三三三の二七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに九一の二、一六三から一七五まで、一八四の一、一八四の二に隣接する道路である公有地の全部</p>
--	---

秋田県告示第七百二十号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡仙南村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の部分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡仙南村金沢西根字上万願寺      一一の一、一一の一、一一二、一一三、一一五、一五〇の一、一五一の二、一四一の一、一四四の一、一四五、</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡仙南村金沢西根字中万願寺</p>
--	--

<p>二四六、二四七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中      三一から四九までの各一部、五〇、五二の一部、五三、五四、五五の一部、五六の一部、五八の一部、六〇から六六までの各一部、七六、八一、八二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
---	---

<p>仙北郡仙南村金沢西根字西今泉      二〇〇の一部、二〇二、二〇六の一部、二四八の一部、二五六、二五九、二六〇の一部、二六二の一部、二六五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下万願寺      二七七の一、二八〇の一、二八一の一、二八四、二八八の二、二九三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>
---	--

<p>仙北郡仙南村藤木内丙板杭      六七の一、一八一</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上林沢      二八の一、三四、三七から三九まで、四六、四八の一部、五〇の一部、五二の一部、五六の一部、六一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
---------------------------------------	---

<p>仙北郡仙南村金沢西根字下百目木      一八七の一部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上糠渕</p>
<p>仙北郡仙南村飯詰字南御前      一三の一及びこれらの区域に隣接する道路である</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上糠渕</p>

<p>公有地の一部</p> <p>仙北郡仙南村藤木字甲万願寺 一〇五から一一四まで、一一五から一一七までの各一部、一一八、一一九から一二五までの各一部 一三六、一三七の一、一三八の一、一三九、一四〇、一四一の一部、一八五の一の一部、一八五の二の一部、一八六の一、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二、一八九の一、一八九の二まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村藤木字乙万願寺 六〇の二、一四二の一の一部、一四三の一部</p> <p>仙北郡仙南村金沢西根字中万願寺 二二二の一部、二八五の一部、二九二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中 一から四まで、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、二四から二六まで、二八、三〇、三一の一部、二二〇の一部、二二一から二七まで、二二八の一、二二八の二、二二九の一、二二九の二、一三〇から一三七まで、一三八の一部、二五九の一部、二六〇から二六六まで、二六七の一、二六七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一から二六九の三まで、二七〇の一、二七〇の二、二七一、二七二の一、二七二の二、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二七五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北今泉</p>
<p>仙北郡仙南村金沢西根字下万願寺</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根</p>

<p>一、四、六から一〇まで、一一から一五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>仙北郡仙南村金沢西根字下町田 一の一、二、三、八、一一、一七から一九まで、二二の一、二二の二、二五の一、二七の一、三五の一、四二の一、五二の一、五九、六〇の一、六一の一、一五六の一、一五九から一六一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上万願寺 一九から二七までの各一部、二九から三三までの各一部、三五から四一までの各一部、四二の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下百目木 一の四、三の一、六の一、六の二、八の一、九の一、一三の一、一六、一八、二〇、二二から二五まで、二七から二九まで、六二の一、六三から六八まで、七〇、七一の一、七二の二、七二の一、七三の二、七三の一、七四の二、七四の一から七四の三まで、七五の一から七五の四まで、七六の一、七六の二、七六の四、七七の一、七七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北千間谷地 二五二から二七九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
<p>仙北郡仙南村金沢西根字北千間谷地</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字釜蓋</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下千間谷地</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根</p>

<p>仙北郡仙南村金沢西根字上林沢 一四の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村飯詰字南御前</p>
<p>仙北郡仙南村金沢西根字上糠淵 一三二の四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村飯詰字披</p>
<p>仙北郡仙南村飯詰字碓 四一の三、四二の一、四三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上林沢</p>
<p>仙北郡仙南村飯詰字碓 四三の三、四四から四六まで、四七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>仙北郡仙南村金沢西根字上糠淵 三三四の一部、三三七の一部、三四二から三四七までの各一部、三四九の一部、三五二、三五三、三五六から三五八まで、三六〇、三六五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>仙北郡仙南村金沢西根字下糠淵 一四六の一の一部、一四九から一五七の各一部、一六一、一六七、一七〇、一七四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	

<p>仙北郡仙南村金沢西根字中林沢 四四、四七、九八、一三六、二一〇、二二二、二三八、二三九、二四五に隣接する道路である公有地の全部</p>	
<p>仙北郡仙南村金沢西根字上林沢 二〇七の八、二二九の三、二二九の四、二二二の五、二二二の六、二二二の三、四七七の一、四七九の一、四八六、四八七の二、四八九の三、四九一の一、四九五、四九六、四九八、五〇四、五〇七、五〇八、五一八、五二〇、五二二、五二四、五二六、五二七、五二九、五三一、五三三、五三七から五四一まで、五四三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下林沢</p>
<p>仙北郡仙南村境田字下八百刈 一〇六、一一〇、一一三、一一六、一一七、一二〇から一二三まで、一二四から一二七まで、一二八の一部、一二九、一三〇の一部、一四三の一部、一四五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>仙北郡仙南村上深井字耳取 一九八の二、二〇〇の二、二〇一の二、二〇三の二、二〇四の二、二〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	
<p>仙北郡仙南村金沢西根字上大久保 二七九から二九五まで、二九六の一、二九八の一、二九九から三一四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字中大久保</p>
<p>仙北郡仙南村金沢西根字下大久保 一七七の一の一部、一七七の二、一七八の一</p>	

<p>部、一七八の二、一七九の二の二、一八〇の二の二、一八〇の二、一八一の二の二、一八一の二、一八二の二の二、一八二の二、一八三の二の二、一八三の二、一八四の二の二、一八四の二、一八五の二の二、一八五の二、一八六の二の二、一八六の二、一八七の二の二、一八七の二、一八八の二の二、一八八の二、一八九の二の二、一八九の二、一九〇の二の二、一九〇の二、一九一の二の二、一九一の二、一九二の二の二、一九二の二、一九三の二の二、一九三の二、一九四の二の二、一九四の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中 一九一の二の二、一九一の二の二、一九二の二の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村藤木字甲大久保 一〇、一三の二、三〇七から三一一までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字中大久保 一〇四、一〇六の二、一〇七の二、一〇八、一〇九、一一〇の二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字西今泉 二六〇の二、二六二の二、二六四の二、二六五の二の二、二六五の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上万願寺</p>
	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下大久保</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北谷地中</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根</p>

<p>七三の二から七三の六まで、一〇七の二、一一一の二、一五一の二の二、一五五の二、一五八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字釜蓋 二六二の四、二六三の二、二六五の二、二七四の二、二七五の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字北今泉 一六の四、一六の五、一七の二、四一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字上百目木 二六の二、二六の三、二六の四、二七の二から二七の四まで、三七の二から三七の三まで、三八の二、三八の三、三九、四一、四三、四七の二、四八、四九、五七の二、五七の三、七四の四、七五の四、七八の二、七九の二、八〇の二、八一から八四まで、八六、八七、九三、九五、九六、九九の二、九九の三、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇二、一〇二の二、一〇三の二、一〇五の二、一〇六の二、一〇九、一一一、一一四、一一八、一一一、一三六、一四一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下百目木 一一の二、一二、七八の二、八九の二、九四の二、一六四の二、一八七の二及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下糠渚 一〇五の二、一〇三の三の二</p>
<p>字西今泉</p>	<p>仙北郡仙南村金沢西根字下百目木</p>		<p>仙北郡仙南村金沢西根字中萩沢</p>		



一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二、一八五の一の一部、一八五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

大曲市藤木字乙大久保

一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一四六の三、一四七の三、一四八、一四九、一五二の一の一部、一五三の二の一部、一五四の二の一部、一五五の三の一部、一五六の二の一部、一五七の二の一部、一五八の二の一部、一五九の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部、一六三の四、一六三の五の一部、一六四の二、一六四の四、一六五の一、一六六の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田典城

仁賀保加入区 さけ小型定置漁業  
金浦加入区 さけ小型定置漁業  
象潟加入区 さけ小型定置漁業

秋田県告示第七百二十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）第六条第一項の規定により、小坂町砂子沢入会林野整備組合代表者木村正治からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十六年八月二十四日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 小坂町砂子沢入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十六年九月十三日から同年十月十三日まで
- 四 縦覧場所 鹿角地域振興局農林部農林企画課及び小坂町役場

秋田県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百二十二号  
次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百九十八号	雄勝郡稲川町字谷地一一五番地先から三梨字下猿城一八一番地先まで	間	八・五〇～一三・五〇	〇・八九五
	新	旧	三百九十八号	〃		一五・五〇～一九・〇〇	〇・八九五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年九月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第七百二十五号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十六年九月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	河辺郡河辺町三内字繁沢四〇番三地先から一〇四番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年九月十三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
(二) 期間 平成十六年九月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第七百二十六号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十六年九月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	神岡南外東由利	由利郡東由利町蔵字白山野一九番一地先か

申請者の住所及び氏名

秋田市東通一丁目一番五号  
株式会社秋田ヤスイホーム

道路の位置の指定箇所

山本郡二ツ井町字三千苅九六番九

線 上横渡三三番七まで

二 供用開始の期日 平成十六年九月十日 十五時  
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(一) 場所 建設交通部道路環境課  
(二) 期間 平成十六年九月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第七百二十七号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十六年九月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	仁賀保矢島館合線	由利郡矢島町立石字軽井沢六番四から二二番五まで

二 供用開始の期日 平成十六年九月十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
(二) 期間 平成十六年九月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第七百二十八号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田典城

道路の延長

四十七・四五メートル

道路の幅員

六・〇メートル

指定年月日

平成十六年九月二日

代表取締役 安井良一

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年九月十日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名  
大館市赤石字屋布五番地 菊地幸夫

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四百十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書の提出があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、次のとおりその取組を公表する。  
平成十六年九月十日

秋田県選挙区選出議員公職選挙法 田中典一

- 1 選挙の種類 平成16年7月11日執行 参議院秋田選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 36,262,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	今川和信	所属党派	日本共産党	6月1日から 7月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	畠山俊幸				

収入  
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 甲 986,000  
支出  
賃金 255,000  
雑費 981,424  
雑費 481,257  
雑費 15,669,671

日本共産党秋田県委員会	政治団体	3,827,143	選挙事務所費	255,000
工藤夕布子	パートタイマー	170,000	通信費	170,000
関由雄	政党職員	136,000	印刷費	1,904,100
児玉鎌吉	政党職員	136,000	広告費	1,082,617
山岡正人	政党職員	136,000	食糧費	193,800
加藤文雄	政党職員	136,000	宿泊費	256,000
今野量子	政党職員	136,000		
半田正剛	政党職員	136,000		
その他の寄附	4件	34,500		
今回計		4,847,643	今回計	4,847,643
総計		4,847,643	総計	4,847,643

報告書受理年月日 平成16年7月26日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤滋宣	所属党派	自由民主党	2月23日から 7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	津谷永光				

収入  
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 甲 4,163,700  
自由民主党秋田県参議院 党 21,000,000 選挙事務所費 3,622,368  
自由民主党第一支部 5,000,000 集会会場費 187,955  
自由民主党本部 政 党 5,000,000 交通費 387,554  
印刷費 2,729,000  
広告費 2,266,437  
文具費 1,037,931  
雑費 981,424  
雑費 481,257  
雑費 15,669,671



総 計 26,000,000 | 総 計 15,669,671

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	齊 藤 滋 宣	所属党派	自由 民主党	8月2日から 第2回分 期間 8月16日まで
出納責任者 氏	津 谷 永 光			

収入  
主たる寄附  
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)<sup>甲</sup>  
今回計 0 161,588  
今前回計 26,000,000 15,669,671  
総計 26,000,000 15,831,259

報告書受理年月日	平成16年8月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	鈴 木 陽 悦	所属党派	無所属	6月14日から 第1回分 期間 7月24日まで
出納責任者 氏	佐 藤 隆 興			

収入  
主たる寄附  
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)<sup>甲</sup>  
すずき陽悦政策研究会 政治団体 4,000,000  
すずき陽悦後援会 政治団体 216,000

支出  
甲  
住居費 2,241,400  
選挙事務所費 284,580  
集会会場費 246,450  
通信費 38,310  
通信用料 46,746  
印刷費 189,914  
広告費 2,381,000  
文具費 2,044,337  
雑費 11,935

その他の収入  
今回数計 2,000,000  
総計 6,216,000  
食糧費 289,914  
雑費 866,484  
その他 142,732  
今回数計 8,499,042  
総計 6,216,000 8,499,042

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	鈴 木 陽 悦	所属党派	無所属	8月11日から 第2回分 期間 8月11日まで
出納責任者 氏	佐 藤 隆 興			

収入  
主たる寄附  
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)<sup>甲</sup>  
今回計 0 131,510  
今前回計 6,216,000 8,499,042  
総計 6,216,000 8,630,552

報告書受理年月日	平成16年8月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

秋選管告三第百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合において、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)に、次のとおりである。

平成十六年九月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、三三七

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合においては、その超え

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七二四

秋選管告示第百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年九月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八四、八〇二
- 能代市 一四、七五〇
- 横手市 一〇、九五七
- 大館市 一八、一七六
- 本荘市 一二、一五四
- 男鹿市 八、三九四
- 湯沢市 九、三七四

- 大曲市 一〇、六八〇
- 鹿角市鹿角郡 一二、六三一
- 北秋田郡 一八、〇〇九
- 山本郡 一三、三六一
- 南秋田郡 一九、九〇七
- 河辺郡 五、二一六
- 由利郡 二〇、九〇六
- 仙北郡 三一、七六三
- 平鹿郡 一八、四九六
- 雄勝郡 一二、五四二

秋選管告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十六年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。平成十六年九月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内	
自由民主党大森支部	主たる事務所の所在地 平鹿郡大森町字大森三十四番地	新	平成十六年八月十三日
	会計責任者 若松義十		"
		旧	
	平鹿郡大森町袴形字南越前林二十番地	旧	
	高安進一		

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内	
ネクスト・ソサイエティ研究会		新	平成十六年八月九日
		旧	
		容	
佐々木重人後援会		容	

菅義雄後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡雄勝町横堀字六郎川原二十二番地十八	平成十六年八月十六日
寺田すけしる後援会連合会	代表者	石黒 佐喜男	平成十六年八月十八日
山木会	主たる事務所の所在地	能代市大町七番三号	平成十六年八月十九日
	会計責任者	山木 雄三	"
		能代市大町七番二十七号	
		阿部 三 瑠	
		田 森 明	

秋選管告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十六年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年九月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。	平成十六年八月二十五日	平成十六年八月三十一日

秋選管告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年九月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

- 1 収入及び支出のある団体
- その他の政治団体

政治団体の名称 おの知恵子秋田県後援会

報告年月日 平成16年8月31日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年度繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附

政治団体からの寄附

その他の収入

1件10万円未満のもの

合 計

【寄附の内訳】

政治団体からの寄附

日本看護連盟秋田県支部

小 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

備品・消耗品

5,447,204円

4,047,173円

1,400,031円

5,447,204円

1,400,000円

1,400,000円

31円

1,400,031円

31円

1,400,000円

1,400,000円

秋 田 市

1,400,000円

3,351,812円

1,121,000円

135,613円

379,068円

事務所費 1,716,131円  
 政治活動費 2,095,392円  
 組織活動費 1,840,857円  
 郵附・交付金 254,535円  
 計 5,447,204円

秋選管告示第百二十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年九月十日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
佐々木 重人	衆議院議員（候補者になることとする者）	ネクスト・ソサイエティ研究会	資金管理団体の名称	新 旧	平成十六年八月九日
山木 雄三	能代市議会議員（候補者になることとする者）	山木会	主たる事務所の所在地	能代市大町七番三二七号	平成十六年八月十九日

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年三月五日付け秋田県公報第千五百五十二号掲載の秋田県告示第百九十三号（秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例による不当な取引方法の指定）

（印刷誤り）  
 三 上 一 八 特定商品取引 特定商取引

平成十六年三月三十一日（号外第六号）公布秋田県規則第三十三号（秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）  
 七ページ第一条のうち秋田県県税条例施行規則様式第三十号その一の改正規定及び

十九ページ第二条のうち秋田県県税事務取扱規則様式第十四号の改正規定中

所

得 割

は、

所 得 割

付 加 価 値 割

の 誤 り。

平成十六年八月二十七日（号外第一号）公布秋田県教育委員会規則第十四号（秋田県立中学校学則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）  
 六 上 一 二 二 公布の日 平成十七年四月一日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

購 読 料 金

一月三千六百七十五円（税込）

秋田市山王七丁目五番二十九号

株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄